

平成30年度 第1回熊本市客引き行為等対策審議会議事録

日時 2019年1月18日(金) 14:00~

場所 熊本市役所別館駐輪場8階大会議室

1 出席者

【委員】安田会長、木崎副会長、原委員、渡辺委員、河野委員、村田委員、志垣委員、横山委員、中島委員、下山委員

【事務局】萱野市民局長、紫垣市民生活部長、松崎首席審議員兼生活安全課長、山崎首席審議員、生活安全課職員

2 次第

○開会

○委嘱状交付及び委員紹介

○市民局長挨拶

○議長選出

○説明及び審議

- ・熊本市客引き行為等の禁止に関する条例についての説明及び質疑応答
- ・客引き行為等禁止地区についての審議
- ・その他

○閉会

3 説明及び審議の議事録

【熊本市客引き行為等の禁止に関する条例についての説明及び質疑応答】

会 長：議事の進行を務めるので、委員の皆様の協力をよろしく願います。  
まず、事務局から条例についての説明をお願いします。

◀ 熊本市客引き行為等の禁止に関する条例について説明 ▶

会 長：以上の条例の説明に関して、ご意見ご質問はないか。

委 員：条例制定の背景として、警察への苦情件数があるが、苦情を言われている方の住所や年齢等の苦情件数の分析はあるのか。

事務局：警察において、苦情申し立て者全体の分析はしていない。ただし、料金トラブルを申し立てた方については、県内県外といった在住所や料金トラブルの要因、請求額等を分析している。

委 員：県外の方からの声で、熊本の街が怖いという声を聞いていたことから、早く対策を取って欲しいと願っていたが、こうして行政が動いて、条例ができたことを喜ばしく思っている。

委員：治安が悪化してきたというこの状況は、熊本地震の頃からなのだろうか。

委員：料金トラブルは以前からあったが、これだけ酷くなったのは熊本地震以降。

委員：繁華街の防犯について協議する会議資料を見返したところ、熊本地震の一年以上前に、ガールズバー等の客引き対策が議題としてあがっていた。

委員：地元の方々がいち早く繁華街の課題を捉え、対策協議会を立ち上げられたことで、みんなで熊本の繁華街を盛り上げていこうという機運が高まったのだと思う。このように条例が早期に成立したことは、大変効果的なことではないかと考える。

委員：客引き行為は、街中で普通の飲食店を紹介している者の行為も含むのか。

事務局：客引き行為には、道路等、公共の場所において、相手方を特定して客となるよう声掛けをするものは、全て客引き行為に該当する。

委員：客引き行為等を行う者は、法的に少しでも隙があれば、そこにつけこんでくる。そうならないように、この条例で全て網羅する形で規制してあるので、これが良いと考える。

会長：条例について、その他、ご意見はないということで良いか。

《 一同了解 》

#### 【客引き行為等禁止地区についての審議】

会長：それでは、次の客引き行為等禁止地区について審議したい。禁止地区について、事務局から案が示されているので、それについて説明をお願いします。

《 客引き行為等禁止地区案について説明 》

会長：以上の禁止地区案の説明に関して、ご意見ご質問はないか。

委員：実態調査の際に、アーケード内だけではなく、酒場通りやクラブ通りなど、路地も調査をしたのか。

事務局：実態調査では、調査範囲の全ての路地を確認しており、例えばご指摘のあった酒場通りやクラブ通りにおける調査結果は、実態調査資料に記載している城見町通り周辺の中に含まれている。

委員：現在、客引き行為は下通が多いが、今後規制開始された後、客引き行為を行う者が路地に入り込んでいくのではないかと思い、調査状況を確認した。今後も、隙がないように取り組んで欲しい。

委員：客引き行為を行う方は、隙がないか知恵を絞ってくる。繁華街を夜間パトロールする際に見かけたが、上通の店の方が下通まで出てきて客引きをしていた。距離として100m以上あるが、そこまで出てきていた。やはり、上通、下通を合わせて面として対応する必要があるので、禁止地区としては、最低でもこの案の範囲が必要と思う。また、健軍商店街でも客引きを見かけたと聞いている。下通を厳しくしたら健軍や上通等他のところに出ていくということもあるので、この面での範囲が必要と思う。

委員：健軍商店街という話もあったが、再開発の進む桜町や熊本駅周辺にも流れていく可能性がある。そのような場所での実態調査はどのように考えているか。

事務局：資料にもあるとおり、今回も桜町や熊本駅周辺での実態調査も行っており、客引き行為等の実態は見られなかった。今後、客引き行為の苦情等があるようであれば、更に詳細な実態調査を行ってまいりたい。

会長：何かあれば、禁止地区をすぐ広げることは可能なのか。

事務局：今回、このような形で諮問させていただいて審議会を開催し、禁止地区について審議いただいているところであるが、今後も必要に応じて審議会の審議を経ることで、速やかに禁止地区を広げていくことは可能と考えている。

委員：客引き行為を身近に感じるのは、そこにお住まいの方々や商店街の方々になると思う。そこで、そのような地元の方々の声を注視しながら、実態調査を行うことが必要だと考えるので、それぞれの地元の方々との連携もして欲しい。

委員：MICE 施設が桜町にできれば、桜町から下通等に渡るところで、客引き行為を行うと思う。そうなった場合には、来年度以降にでも、桜町地区を禁止地区に含めることになるのか。

事務局：桜町に客引き行為者が流れるということであれば、今後、桜町を禁止地区に入れることも考えられる。

委員：今後の定期的な審議会の際には、今回案に示されている禁止地区だけではなく、指摘のあっている地域についても、地元の方々の意見等も確認して欲しいし、その前から客引き行為等の苦情があれば、臨時的にでも審議会を開催していただき、速やかに禁止地区を追加することができれば良いと思う。

事務局：承知した。

会 長：禁止地区について、他に意見はないか。

《 一同了解 》

会 長：ご意見の結果、事務局の考え方で禁止地区の設定に問題ないということかと思うが、本審議会として、そのような考え方で、禁止地区を整理してよろしいか。

《 一同了承 》

会 長：それでは、今回の審議会で整理した考え方で審議会の答申案をとりまとめたいと思うが、その詳細については、会長である私にご一任いただいてもよろしいか。

《 一同了承 》

会 長：それでは、以上で、禁止地区に関する審議を終了する。

【その他】

会 長：その他、何か意見などあるか。

委 員：条例周知については、中心商店街と連携して、禁止地区にいる客引き行為等の行為者に対して直接周知する方法に取り組んで欲しい。また、禁止地区内にある店舗の方々にも直接周知して欲しい。

事務局：周知チラシを、規制開始前までの2月3月の毎週金曜日夜間に禁止地区内で、客引き行為等の行為者にも直接配布していくこととしている。また、チラシ配布等する者は道路使用許可の同意書を各商店街でとるため、同意書を求めるものに対し、条例周知チラシを直接渡すようにしている。加えて、客引き行為等の禁止に関する周知動画を作成中であり、完成後、禁止地区内の大型ビジョン数カ所で、動画を放映し、中心商店街の通行人や客引き行為等の禁止行為者に対し、周知していきたいと考えている。

委 員：規制開始後、巡回指導員を配置するとあるが、今の段階でどのような体制になるかわかる範囲で示して欲しい。

事務局：現段階では、巡回指導員を警察OBとして6人雇用できればと考えており、夕方から夜中まで徹底して巡回することとしている。

委 員：巡回指導員は注意するだけか。

事務局：巡回指導員は、注意だけでなく、条例に定められた指導等を行う。

委員：巡回指導員が逮捕もするのか。

事務局：逮捕はできない。条例上、行政罰までしか定めていないため、逮捕はできない。

委員：商店街の組合に入っている方は決まりを守っているが、県外等から組合に入らず出店している方が決まりを守らない。そこで、不動産会社等に対し、禁止地区内で契約する際に、違反しないよう誓約してもらい、守らなければペナルティを科すようなことが必要。不動産会社等と連携できないか。

委員：その点についても条例に盛り込んでおり、客引き行為等を行わないよう誓約し、行った場合は契約解除にできることとしている。現在、宅建協会その他、不動産業界と協議しており、啓発に取り組んでもらうことをお願いしている。

委員：この禁止地区は、城東小学校の登校範囲でもあるので、客引き行為等も含めて色々と指導してもらえると助かる。現在、登校時に繁華街を通るため、子ども達は集団登校をしている。

事務局：警察においても4月から無料案内所の規制を開始することもあり、市と警察と一緒に、繁華街対策に取り組んでいきたい。

会長：その他、意見はないか。

《 一同意見無し 》

会長：それでは、他にご意見などないようであれば、これをもって、審議を終了したい。進行に関してのご協力、ありがとうございました。

事務局：これをもって、平成30年度第1回熊本市客引き行為等対策審議会を閉会する。本日は、ありがとうございました。

閉会